令和7年度大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,177円 (令和7年10月16日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,191円 (令和7年12月4日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務
鉄 鋼 業	1,185円 (令和7年12月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,180円 (令和7年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳 以上の方 (1)ワイヤーハーネスの製造に係る業務 のうち、手工具若しくは小型動力工具 を使用して行う組線、取付け、かしめ 又は刻印の業務
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船用機関製造業	1,197円	技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方
電子部品・デバイス・電子回路、 電 気 機 械 器 具 、 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	1,197円 (令和7年12月4日)	次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、 手工具又は小型動力工具を使用して 行う組線、取付け、かしめ、巻線若しく は刻印の業務
自動車・同附属品 製 造 業	1,194円 (令和7年12月1日)	
自動車小売業	1,177円 大阪府最低賃金 (令和7年10月16日)	備 考 (注)地域別最低賃金と特定最低賃金の両 方の適用を受ける場合には、高い方 の最低賃金が適用されます。

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を ご覧ください



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

※裏面の「業務改善助成金」は、大阪は第2期の申請を終了しています。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します!

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理 に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター** TEL:0120-068-116 受付:平日9:00~17:00

> どの支援が合うか迷ったら、『**大阪働き方改革推** 進支援・賃金相談センター』に相談してみてね!





◆業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。

【問合せ先】

- ・業務改善助成金コールセンター
- •TEL:0120-366-440



◆中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件 を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の 一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除 できる制度です。

【問合せ先】

- ・中小企業税制サポートセンター
- •TEL:03-6281-9821



◆中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、 IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある製品や設備・システムの導入を支援します。

【問合せ先】

- ・中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
- •TEL:0570-099-660



◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわ ゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を 実施した事業主に対して助成します。

また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

【問合せ先】

- 大阪労働局職業安定部 雇用保険課助成金センター
- \•TEL:06-7669-8900



◆企業活力強化貸付

(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

【問合せ先】

- ·日本政策金融公庫
- TEL:0120-154-505



◆IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

【問合せ先】

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
- \·TEL:0570-666-376





賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の 支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

